令和７年（2025年）１２月１日
子 ど も 文 教 委 員 会 資 料
子ども教育部保育園・幼稚園課

（第１２１号議案）

中野区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

中野区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表

改正案	現行
目次　（略）	目次　（略）
第１章　総則	第１章　総則
第１条～第１１条　（略）	第１条～第１１条　（略）
（虐待等の禁止）	（虐待等の禁止）
第１２条　家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第３３条の１０第１項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第１２条　家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第３３条の１０各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
第１３条～第２１条　（略）	第１３条～第２１条　（略）
第２章～第６章　（略）	第２章～第６章　（略）
附　則　（略）	附　則　（略）
附　則	
この条例は、公布の日から施行する。	